

県営林立木売払一般競争入札説明書

入札に参加を希望される方は、本入札説明書及び売買契約書案を熟読の上、内容を十分に把握したうえで、ご参加ください。

【お問い合わせ先】

宮崎県環境森林部森林経営課県営林担当

住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

〔電話 0985-26-7160〕

宮崎県ホームページ <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

日程

令和 7 年 6 月 23 日（月） ○入札の公告 ○入札説明書・関係書類配布開始	■宮崎県ホームページ等で公告します。 ■入札説明書等は宮崎県環境森林部森林経営課又は東臼杵農林振興局林務課、南那珂農林振興局林務課で配布します。
【入札保証金】	■入札保証金は、あらかじめ宮崎県が配布する納付書により金融機関で納付してください。
令和 7 年 7 月 1 日（火） 令和 7 年 7 月 8 日（火） ～ 9 日（水） ○現地説明会	■入札公告の「5 現地説明の日時及び集合場所」を参照
【入札】 令和 7 年 7 月 24 日（木） 受付：午後 1 時 30 分から 入札：午後 2 時から ○入札及び落札者の決定	■宮崎県庁 7 号館 735 会議室で実施します。 ■宮崎県が配布する入札関係書類に必要事項を記入し、必要書類も貼付して提出してください。 ■落札者以外の入札保証金は事務処理期間を経て、約 1 週間で還付します。
契 約 の 締 結	■落札者決定の日から起算して 15 日以内に契約を締結していただきます。 ■契約保証金として、契約金額（税込）の 100 分の 10 を県が交付する納付書で落札者決定の日から起算して 15 日以内に納付してください。 ■入札保証金は契約保証金に充当します。

売 買 代 金 の 支 払 い	■ 契約保証金は売買代金に充当します。 ■ 売買代金の支払は、県営林立木売払代金納入方法によります。
-----------------	--

1 入札説明書等の配布

入札に要する必要書類等は県で配布する。

(1) 配布するもの

- 入札説明書
- 歳入歳出外現金納付書〔入札保証金の納付書〕：配布場所にて配布
- 一般競争入札参加資格確認書
- 入札保証金確認書兼返還請求書
- 委任状（代理人をもって入札に参加する場合）
- 契約書案
- 県営林立木売払代金納入方法
- 取扱金融機関一覧
- 入札関係書類記入例

(2) 配布期間

令和7年6月23日（月）から令和7年7月24日（木）まで（土・日・祝日を除く。）午前9時から午後5時まで。

ただし、最終日は、午前9時から午後1時30分まで。

(3) 配布場所

次のいずれかの場所で配布する。

ア 宮崎県環境森林部森林経営課

所在地：宮崎市橘通東2丁目10番1号 7号館1階

イ 宮崎県東臼杵農林振興局林務課

所在地：延岡市愛宕町2-15

ウ 宮崎県南那珂農林振興局林務課

所在地：日南市戸高1丁目12-1

2 入札保証金

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただくことが必要です。

(1) 入札保証金額

入札価格（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた価格）の100分の5以上の額

(2) 納付方法

- 本県が交付する納付書により、宮崎県公金取扱金融機関で納付してください。金融機関で納付の際に受け取った領収印押印済みの領収書の写しが入札には必要になります。

- 複数の物件の入札に参加する場合は、物件ごとに入札保証金を納入してください。
- 入札保証金納付書発行依頼書に記載する住所・氏名（法人の場合は所在地・法人名及び代表職氏名。以下同じ。）は入札者の住所・氏名と同一である必要があります。

※入札会場において、入札保証金の納付は受付いたしません。

- (注) 1 落札者が納付した入札保証金は、全額を契約保証金に充当します。ただし、落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は本県に帰属し、返還はいたしません。
- 2 落札者以外の方の入札保証金は、「入札保証金確認書兼返還請求書」に記載された金融機関口座への振込により、返還します。入札保証金には利息は付きません。なお、返還には開札後1週間程度要することがありますので、ご了承ください。

3 入札参加に必要な書類及び注意事項

(1) 入札参加に必要な書類

- 一般競争入札参加資格確認書
- 入札保証金確認書兼返還請求書（領収証の写しを貼付）
- 委任状（代理人をもって入札に参加する場合）

(2) 必要書類の作成要領

① 一般競争入札参加資格確認書

- ア 一般競争入札参加資格確認書には、入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人場合は、法人名及び代表者職氏名）、生年月日（法人の場合は、代表者の生年月日）を記入してください。
- イ 一般競争入札参加資格確認書の入札者の性別（法人の場合は、代表者の性別）については、該当する方に○を付けてください。
- ウ 印鑑は印鑑登録証明書と同じ印鑑を使用してください。
- エ 素材生産業を営む者と確認できるものの種類に「レ」を付けてください。
- オ 素材生産業を営む者と確認できるものの写しを貼付してください（貼付後に折り曲げるなどA4用紙に収まるようにしてください）。

② 入札保証金確認書兼返還請求書

- ア 入札保証金確認書兼返還請求書には、入札者本人の住所・氏名（法人の場合は法人の所在地・法人名及び代表者職氏名）、その他必要事項を記入し、印鑑登録印で押印してください。
- イ 入札保証金返還用口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。
- ウ 入札保証金返還用口座は、通帳等を確認し正確に記入してください。記入に誤りがある場合は、返還に日数を要することとなります。

エ 裏面に、入札保証金納付済を証する「領収証」（金融機関の領収印があるもの）をコピーしたものを原本の大きさに切り、貼り付けてください。

オ 複数の物件の入札に参加する場合は、物件ごとに入札保証金確認書兼返還請求書を作成してください。

③ **委任状**（代理人をもって入札に参加する場合）

ア 委任状には、入札者（委任者）本人の住所・氏名（法人の場合は法人の所在地・法人名及び代表者職氏名）を記入し、印鑑登録印で押印してください。

イ 代理人（受任者）本人の氏名を記入し、入札当日に使用する印鑑を押印してください。

ウ 入札者は代理人に委任をする物件に○を付けください。

(3) **入札に当たっての注意事項**

○ 提出済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。

○ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した額（1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

○ 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格がない者がした入札
- ② 入札金額が入札保証金の 20 倍を超える入札
- ③ 入札書に記名押印がないもの
- ④ 入札書の表記金額を訂正した入札
- ⑤ 入札者が 1 人で 1 物件につき 2 枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- ⑥ 入札書の記載内容が識別し難い入札
- ⑦ 入札に関し、連合その他の不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした入札
- ⑧ その他、地方自治施行令第 167 条の 4 第 1 号各号に定める一般競争入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ⑨ 宮崎県営林公売公告、入札説明書等の入札条件に違反した入札

4 **入札方法等**

(1) **入札方法**

入札は、一般競争入札とし、入札者は、契約条件その他関係書類及び現場を熟知の上、入札書を 1 件ごとに作成し封書にし、入札日の当日に提出してください。

なお、郵便による入札は、認めていません。

(2) **代理入札**

代理人をもって入札に参加することもできますが、その場合は委任状を提出してください。

(3) 入札の中止

入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがあります。この場合において、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、本県は補償の責任を負いません。

5 入札

(1) 入札日時

受付：令和 7 年 7 月 24 日（木） 午後 1 時 30 分から

入札：令和 7 年 7 月 24 日（木） 午後 2 時から

(2) 会場

宮崎県庁 7 号館 735 会議室

所在地：宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

(3) 入札当日までに提出が必要なもの

- ① 一般競争入札参加資格確認書
- ② 入札保証金確認書兼返還請求書（領収証の写しを貼付）
- ③ 委任状（代理人をもって入札に参加する場合）

(4) 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- ① 有効な入札を行った入札者のうち、入札金額が、宮崎県が定める予定価格（最低売払価格）以上で、かつ最高の価格をもって入札した者（最高価格入札者）を落札者とします。
- ② ①の最高価格入札者が 2 者以上あるときは、開札後、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該最高価格入札者はくじ引きを辞退することができません。

6 契約の締結

(1) 契約締結

- 落札者は、落札決定の日から起算して 15 日以内に契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として本県が交付する納付書により、宮崎県公金取扱金融機関で納付し、売買契約を締結していただきます（入札保証金は契約保証金に充当します。）。
- 落札者が契約を期限までに締結しない場合は、その落札は失効し、入札保証金は返還いたしません。
- 落札者が契約を履行しないときは、契約保証金は返還いたしません。
- 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。

(2) 売買代金の納付

県営林立木売払代金納入方法によります。

7 物件の引渡し及び搬出期限

(1) 物件の引渡し

物件の引渡しは、立木売払代金完納後において可能になります。

ただし、延納の特約をした場合は担保物件が提供された後になります。

(2) 物件の搬出期限

搬出期限は、以下のとおりとします。

物件番号	物件名	搬 出 期 限
1	猪之木野	契約の日から 6 年間
2	河原	契約の日から 3 年間
3	上三輪	契約の日から 3 年間
4	宮ヶ谷	契約の日から 6 年間
5	椿八重	契約の日から 3 年間
6	富士原	契約の日から 3 年間

8 伐採の条件等

- 県が指示したものについて、伐採するものとします。
- 売払物件の立木の伐採等にあたっては、関係法令の確認を行い、関係法令を遵守するとともに、公序良俗に反することのないようにしてください。特に以下にはご注意ください。
 - ① 対象地が保安林の場合は、土地所有者と協議の上、保安林の指定施業要件に従って、伐採許可申請及び作業許可申請を行い、許可後に着手してください。
 - ② 対象地が普通林の場合は、土地所有者と協議の上、市町村森林整備計画に従って、伐採及び伐採後の造林の届出をし、適合通知書又は確認通知書の交付を受けて、着手してください。
- 売払物件の土地利用に関する土地所有者、隣接土地所有者及び地域住民等との調整等については、すべて落札者において行ってください。
- 作業道を開設する場合は、線形等について、事前に県及び土地所有者等に協議してください。
- 現地で発生した枝条等については、災害を発生させないように整理してください。

9 その他注意事項

本入札説明書に定めるもののほか、宮崎県財務規則及び売買契約書案の条項を遵守してください。